川西まちづくり事業活動費支給要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上田市自治基本条例（平成２３年条例第１号。以下「条例」という。）第４条の基本理念に掲げる地域内分権による地域の自治の推進を図るために、第２条に規定する団体が地域の課題解決や地域振興等に向けて自主的・自立的に取り組む事業に対し予算の範囲内で活動費を支給することに関し、必要事項を定めるものとする。

（対象組織）

第２条　活動費の支給の対象となる組織は、川西まちづくり委員会の構成団体とする。

（対象事業）

第３条　活動費の対象となる事業は、川西まちづくり計画に掲載される事業及びこれに準ずる事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、活動費の対象としない。

(1)　政治、イデオロギー、宗教などを目的とする事業

(2)　主に特定の団体及び個人の利益を追求するための事業

(3)　国、県及び市の他の制度による補助実績または見込みのある事業

(4)　その他会長が適当でないと認める事業

（対象経費及び支給額）

第４条　活動費の支給の対象となる経費及び支給額は、次のとおりとする。

対象経費	活動費対象事業の実施に要する経費のうち、会長が適当と認めたもの
支給限度額	年間 20 万円以内
支給率	活動費対象経費の 10/10 以内
支給期間	１年（継続可）
支給の継続	事業継続申込書の提出のあった場合は、実績報告書により実施状況を検証し、支給金額、支給の可否を決定する。
備考 １　次に掲げる経費は対象経費としない。 (1)　事業に直接関係のない報酬、報償費（謝礼等）、賃金、手当等 (2)　役員及び構成員等の親睦・交流を目的とした食糧費や慶弔費 (3)　事業に直接関係のない他団体等への負担金・補助金・助成金 (4)　他の補助事業における地元負担金など個人負担の肩代わりにつながる経費 (5)　その他会長が適当でないと認める経費	

（活動費の選考申込）

第５条　活動費の支給を受けようとする事業者は、川西まちづくり事業選考（継続）申込書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1)　収支予算書（別紙１　様式第１号関係）

(2)　事業計画等（別紙２　様式第１号関係）

(3)　その他会長が必要と認める書類

（活動費の内定）

第６条　会長は、前条の申込書の提出があった場合は、その内容を審査して適当と認めるときは、内定通知書により通知するものとする。

（活動費の支給申請）

第７条　事業者は、活動費の内定通知を受けたときは、会長に活動費支給申請書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（活動費の支給決定）

第８条　会長は、前条の申請の提出があった場合は、その内容を審査して適当と認めるときは、活動費の支給決定通知書（様式第 2 号関係）により通知するものとする。

（活動費の支給請求）

第９条　事業者は、活動費の支給決定通知を受けたときは、会長に活動費（概算払）請求書（様式第 3 号）により請求するものとする。

（活動費の支給時期）

第１０条　会長は前条の活動費の支給請求があった場合は、支給決定額の全額を概算払いする。

（実績報告）

第１１条　事業者は、事業が完了したときは、活動費実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1)　収支決算書（別紙様式第 4 号関係）

(2)　事業の内容が確認できる書類、写真、チラシ等

(3)　その他会長が必要と認める書類

（活動費の確定）

第１２条　会長は、前条の報告を受けた場合は、内容を審査して適当と認めるときは、活動費の確定をするとともに、活動費確定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

（活動費の返還）

第１３条　事業者は、前条により確定を受けた額が、既に概算払いにより支給された活動金額を下回る場合は、当該差額分を会長に返還するものとする。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年７月９日から施行する。

―実施要領（内規）―

１　第４条の「支給期間」は、継続の可否について運営委員会において審査し決定するものとし、その継続期間は５年以内とする。

２　第４条備考１の（２）の食糧費において、作業等に伴う水分補給のための飲み物の購入は経費に含めてよいものとする。ただし、アルコールを含むものは不可とする。